

# 情報ひろば



福祉

## 高齢者の はり・きゅう・マッサージ費の助成

はり、きゅう、マッサージの  
施術費用の一部を助成します。  
**助成対象者** 所得税非課税で次のいずれかに該当する人  
① 70歳以上

② 65歳以上で老人医療受給者  
**助成内容** 1回当たり1000円以内の助成券を発行（年12回以内）※助成券の利用は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」により免許を取得し、鳥取県鍼灸マッサージ師会、鳥取県鍼灸師会および鳥取県あん摩マッサージ指圧師会に加盟している治療院（所）などに限ります。  
**助成期間** 6月1日～平成19年5月31日  
**申請方法** 6月1日（木）以降、保険証など本人確認ができるものを持参し、次の窓口で手続きを行ってください。

**申請先** 市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3482 / 各総合支所福祉保健課（上記参照）

## 介護保険サービスの利用明細

介護保険サービスの利用者には、介護保険による給付費の内容を確認していただくため、利用明細を通知します。

**通知内容** 利用された介護保険サービスの種類および金額など  
**通知方法** 年4回、利用者へ通知書を郵送

通知時期	明細内容
6月下旬ころ	2月～4月利用分
9月下旬ころ	5月～7月
12月下旬ころ	8月～10月
3月下旬ころ	11月～1月

**問い合わせ先** 市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857)20-3452 / 各総合支所福祉保健課（上記参照）

## 負担限度額認定の更新手続

所得の低い要介護者などが、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所またはショートステイした場合に、食費・居住費を減額する負担限度額認定の更新手続を行っています。認定証の期限は6月30日までですので、必ず期限内に手続きを行ってください。

**問い合わせ先** 市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857)20-3454

## 「おたっしや教室」参加者

運動機能の低下や閉じこもりの傾向が認められる高齢者を対象に、筋力向上や認知症予防を目的とした通所による集団参加型の機能訓練教室への参加者を募集します。

**内容** 転倒予防体操、食生活栄養相談、歯と口の健康学習などを内容とする半日間（1回当たり2時間程度、全12回）の教室を4・7・10・1月に毎年4回左記の3施設で、それぞれ実施  
**ところ** 中央保健センター、用瀬地区保健センター、気高地区保健センター

**対象** 介護保険の要介護または要支援の認定を受けていない運動機能の低下や閉じこもりの傾向が認められる高齢者で、地域包括支援センタースタッフが必ずと認めた人  
**参加費用** 無料

※ただし、医師の診断書が必要です。

**問い合わせ先** 市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857)20-3453 / 各総合支所福祉保健課（上記参照）

## 児童手当の現況届は6月中旬に

児童手当を受給している人は、受給資格を確認するための現況届（6月上旬に郵送します）を提出してください。

**受付期間** 6月1日（木）～30日（金）

**添付書類** ▽会社に勤務している人 ▽健康保険被保険者証のコピーまたは年金加入証明書  
▽平成18年1月2日以降に、本市に転入してきた人 ▽前住所地の所得証明書

※現況届を提出しないと、手当の支給ができなくなったり、遅れたりすることがあります。

なお、所得超過などでこれまで請求をしていない人も、所得制限の緩和や所得額の変更などにより受給できる場合がありますので、お問い合わせください。

## 支給対象の拡大と所得制限の緩和

4月1日から、児童手当の支

## 各総合支所

国府 ☎(0857)39-0555 / 福部 ☎(0857)75-2111  
河原 ☎(0858)76-3111 / 用瀬 ☎(0858)87-2111  
佐治 ☎(0858)88-0211 / 気高 ☎(0857)82-0011  
鹿野 ☎(0857)84-2011 / 青谷 ☎(0857)85-0011